

令和6年度赤い羽根共同募金福祉活動助成金 募集要項

※令和6年度から改定されました。必ずお読みください。

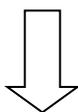
1. 赤い羽根共同募金福祉活動助成金について

この助成金は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に逗子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、逗子市内の福祉当事者団体、福祉推進団体、ボランティア団体等の福祉活動に対し、その一部を助成し、逗子市の地域福祉活動の活性化、および共同募金運動への理解の拡大を図ることを目的としています。

2. 助成金交付対象の団体

●全ての団体の要件

✓主たる団体構成員が逗子市民	✓法人格のない団体
✓申請書提出時点で1年以上実績がある	✓原則、会費負担など自主財源確保に努力し、毎年度事業計画・予算及び事業報告・決算が適切に実施されている団体
✓非営利で活動している	✓申請書提出年度に、赤い羽根共同募金や年末たすけあい募金に協力できる団体



以上を全て満たした団体は、原則以下3種類のいずれかの団体に該当する場合、申請できます。

●福祉当事者団体

✓社会的支援を必要とする者及びその家族で構成される本会の団体会員

●福祉推進団体

✓福祉活動を行う、福祉当事者団体以外の本会の団体会員

●ボランティア団体

✓本会のボランティアセンターに登録し、逗子市内の福祉の推進に協力できるボランティア団体

3. 助成対象

●助成区分

2つの助成区分のいずれかが対象となります。なお、同時申請も可能です。

事業助成	機材助成
地域の福祉課題に取り組む事業	地域の福祉課題に取り組む事業を行う上で必要な機材の購入や修繕にかかる経費。ただし、購入の場合は、過去2年度に本助成金の交付を受けていないこと。（例：令和6年度に機材助成を受けた場合、次に申請できる年度は令和9年度）

※令和6年度の4月から3月末日に行われる活動が対象です。

※団体の運営にかかる経費（定例会・役員会等）や、宗教・政治・営利を目的とした事業は対象となりません。

●助成金の使途

助成金で使える科目は、以下の通りです。区分により異なります。

<事業助成>

科目	助成対象内容	助成対象外内容
講師謝礼金	外部講師への謝礼金等 ※1回あたり1人3万円まで	参加者及び団体内部に対するもの、 講師以外への謝礼金
交通費	申請団体の研修等参加のための交通費、団体で使用する車のレンタル代・有料道路代・駐車場代等	他団体の研修等参加のための交通費、外部講師への交通費等
消耗品費	文房具・雑貨・コピー用紙等の事務用品、タオル・洗剤等の日用消耗品、ガソリン代等	個人に直接還元される経費 (飲食費、プレゼント代、私物となるユニフォーム代等)
印刷製本費	印刷・コピー代、広告宣伝費等	
通信運搬費	郵送料、宅配便利用料等	
保険料	ボランティア行事用保険等の保険料、団体で使用する車の自動車保険料等	個人に直接還元される経費 (ボランティア活動保険料等)
使用料および賃借料	会場使用料、会場冷暖房使用料、機器の賃借料等	機器のリース料等
その他	会長が必要であると認める経費	会費・寄付金、研修・イベント参加費、宿泊費、入場料、宗教的経費、税金、繰越金等

<機材助成>

科目	助成対象内容	助成対象外内容
備品費	工具、プリンター等の機器、椅子等の会場設営用品等	個人に直接還元される経費
修繕費	団体で使用する機器等の修理代	

4. 助成金額

事業助成：1団体につき**5万円**を上限

機材助成：1団体につき**5万円**を上限。ただし、購入の場合は、購入にかかる経費の**3分の1以下**を助成する。(千円未満端数切り捨て)

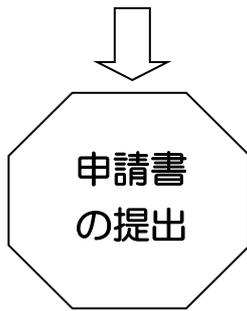
5. 交付額の決定

関係機関の代表から構成される「助成金交付審査会」により審査を行います。

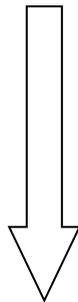
6. 申込手続きの流れ（予定）

令和6年3月から福社会館で、「助成金申請書」を配布いたします

※事前説明会は開催しておりません。



令和6年度 申請書をご提出ください（郵送可・メール不可）。
締切 令和6年4月26日（金）
受付時間 8：30～17：00
（土日祝祭日を除く随時）

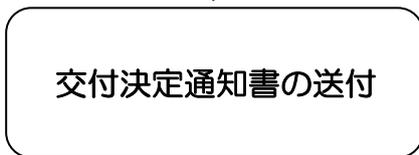
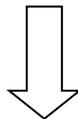


令和5年度に助成金を申請した団体は、
令和5年度 実績報告書も
直接窓口へご提出ください。
締切 令和6年4月26日（金）

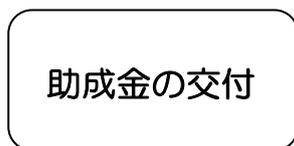
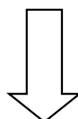
※令和5年度実績報告書はすでにお渡し済みです
※締切厳守でお願いいたします



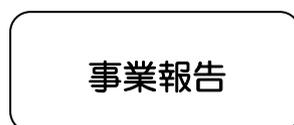
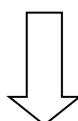
関係機関の代表から構成される「助成金交付審査会」により審査を行います。
（6月上旬～中旬予定）



審査終了後、6月下旬（予定）に交付内定の可否、交付決定通知書をお送りします。



令和6年7月上旬を目途に助成金を交付します。なお、助成金は直接本会窓口で交付します。（振込不可）
※印鑑をお持ちください



事業年度終了後1ヶ月以内（令和7年4月末日）に、**令和6年度 実績報告書**を直接窓口へご提出ください。

7. 提出書類

以下に記載の書類を本会で配布しますので、「6. 申込手続きの流れ（予定）」に沿って手続きをお願いします。書類のデータは、逗子市社会福祉協議会ホームページのトップページにある「申請書一覧」からダウンロードできます。

なお、提出書類には印鑑が必要なため、メールによる提出はできません。

●申請書

	書 類	備 考
1	第1号様式	
2	団体概要書（別紙1）	
3	事業助成 交付申請書（別紙2-①、2-②）	・「事業助成」の区分で申請する場合に提出する書類です。 ・複数の事業を申請する場合は、事業ごとに別紙2-①、2-②を作成し、提出してください。
4	機材助成 交付申請書（別紙3-①、3-②）	・「機材助成」の区分で申請する場合に提出する書類です。 ・複数の機材を申請する場合は、機材ごとに別紙3-①、3-②を作成し、提出してください。
5	団体の当年度事業計画・予算書（任意書式）	・任意書式ですが、ご希望でしたら、本会作成の書式をご使用ください。
6	団体の前年度事業報告・決算書（任意書式）	
7	団体構成員名簿（任意書式）	
8	会則・規約	

●実績報告書

	書 類	備 考
1	第3号様式	
2	事業助成 実績報告書 （別紙1-①・1-②・1-③・1-④）	・「事業助成」の区分で助成を受けた場合に提出する書類です。 ・複数の事業助成を受けた場合は、事業ごとに別紙1-①、1-②、1-③、1-④を作成し、提出してください。
3	機材助成 実績報告書 （別紙2-①・2-②・2-③・2-④）	・「機材助成」の区分で助成を受けた場合に提出する書類です。 ・複数の機材助成を受けた場合は、機材ごとに別紙2-①、2-②、2-③、2-④を作成し、提出してください。

8. その他

(1) 年度途中で事業計画を変更又は中止する場合は、すみやかに事業担当者へご連絡ください。助成決定後、大幅な内容変更が生じた場合及び実施困難になった場合、本会からの助成を一部返還、または辞退していただく場合があります。

お問い合わせは
逗子市社会福祉協議会 地域福祉推進係 飯島・平山
〒249-0005 逗子市桜山5-32-1
TEL 046-873-8011/FAX 046-872-2519
e-mail vc@zushi-shakyo.com

